



在宅歯科医療連携室だより 令和5年 秋号

発行 福島県福島市仲間町 6-6
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

入れ歯を大切にしましょう。 ～ 介護施設スタッフの皆さまへ ～

介護施設から「入居者の入れ歯が壊れた」「入れ歯の歯が取れた」などの修理の依頼を受けることがよくあります。ほとんどの場合修理ができますので、とれた歯や欠けた部分を捨てたり無くしたりしないようお願いいたします。



また、入れ歯のばねが掛かっていた歯が抜けてしまった場合も、そこに歯を付け足すことができます。しばらく使用していなくてゆるくなって、入れ歯と歯茎のすき間に食べ物が入ったり、入れ歯が外れやすくなっても、すき間を埋めてぴったりさせる方法もあります。認知度が進んで入れ歯を作ることが困難な場合、今までの入れ歯を利用して食べられるようにすることも可能です。入れ歯の清掃時は破損や紛失に注意し大切に取扱いしてください。

歯が無い状態と義歯による機能回復がされてる状態を比較した時には、後者の方が認知症発症が少なく、またかみ合わせや顎の安定により歩行が安定し転倒が予防され、寝たきりになるリスクが下がります。



ご担当されている利用者様の口腔の問題等について、ご質問をお受けします。

ファックス又はメールでお問い合わせください。歯科医師確認のもと、在宅歯科医療連携室担当の歯科衛生士から回答いたします。※回答までお時間をいただく場合があることをご了承ください。

福島県在宅歯科医療連携室 あて(FAX:024-524-1323 Mail:t-saito@fda-online.or.jp)

<FAX 送信の場合の記入欄>

事業所名：

TEL：

担当者名：

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。
※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。